

事業主の皆様へ



個人住民税の 特別徴収は 法令上の義務です。

パート、アルバイト、
役員等を含む**全ての従業員**から
特別徴収してください。

特別徴収とは

市町村が計算した税額通知に基づき、事業主（給与支払者）が、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を**引き去り（給与天引きし）**、納入していただく制度です。
特別徴収は、特別ではなく「原則」です。

特別徴収の仕組み



（従業員がお住まいの）

市役所
・
町役場

①給与支払報告書を提出

（1月31日まで）

②特別徴収税額を通知

（5月31日まで）

⑤住民税を納入

（翌月10日まで）



事業主
（給与支払者）

③特別徴収税額通知を配布

④毎月の給与から
住民税を引き去り

（6月から翌年5月まで）



従業員
（納税義務者）

具体的な手続きは、中面2～3ページをご覧ください。

個人住民税 特別徴収の手続きについて

1. 給与支払報告書の提出

事業主は、**1月31日までに**、全ての従業員について「給与支払報告書」を提出します。提出先は、従業員が1月1日にお住まいの市町村です。退職・休職者やパート、アルバイト、役員等（個人で確定申告する者含む）についても、提出する必要があります。

原則として、全ての従業員が特別徴収となります。

普通徴収分

■ 提出書類の綴り方

枚数と人数が一致します

給与支払報告書（個人別明細書）
普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）

給与支払報告書（総括表）

特別徴収対象者、普通徴収対象者の人数を、分けて記載してください。

※様式の形態により、「内訳」記載欄がない場合でも、特別徴収対象者数、普通徴収対象者数の人数を分かるように明記してください。

※様式は市町村ごとに少し異なります。

枚数と人数が一致します

手続が必要です！

普通徴収としたい従業員がいる場合

下記「普A」～「普G」の理由に該当する場合のみ認められます。

1. 「普通徴収切替理由書」を提出します。（理由ごとに人数を記入します。）

普通徴収切替理由書（兼 仕切紙）		
指定番号	市町村名	人数
普A	総従業員数が2人以下（下記「普B」～「普G」に該当するすべての（他市町村分を含む）従業員を差し引いた人数）	人
普B	他の事業所で特別徴収を行っている※乙欄適用者を含む	人
普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が93万円以下）	人
普D	給与の支払いが不定期（例：給与の支払いが毎月でない）	人
普E	個人事業主の事業専従者	人
普F	退職者、休職者又は退職予定者※退職予定の場合は5月末日まで	人
普G	1年未満の契約社員	人
合計		人

※「普A」は、従業員全員が普通徴収対象の場合のみ該当します。

2. 「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に、該当する符号を記載します。

（記載例）

内	円	円
909,840	120,0	

（摘要）

例	普F	符号を必ず記入してください。
---	----	----------------

生命保険料の金額	新生命保険料	円	旧生命保険料	円	介護保険料	円
180,000			100,000			

中途就・退職	受給者			
就職	退職			
年	月	日	元号	
○	6	3	31	

退職日（5月末までの退職予定日を含む）を記載してください。

退職年月日に記載がある場合のみ、符号を省略できます。

1.および2.の手続きがない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。

eLTAX(エルタックス/電子申告)で提出する場合

普通徴収としたい従業員がいる場合は

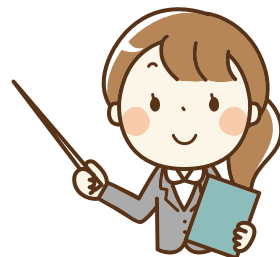
- ①「給与支払報告書(個人別明細書)」摘要欄に、符号を記入します。
- ②「普通徴収」欄にチェックを入力します。

※②の手続きがない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。

(乙欄適用の場合を含む)

※「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。

必ず
記入して
ください!



2. 特別徴収税額決定通知書の送付

5月31日までに、従業員が1月1日にお住まいの市町村から、事業主あてに、「特別徴収税額決定通知書」(特別徴収義務者用・納税義務者用)が送付されます。

特別徴収対象者数および事業主が納入する「月別合計税額」が記載されています。(※2)

各従業員から徴収していただく、月別の税額が記載されています。(※1)

特別徴収税額				課税人員				非課税人員			
443,700				3							
月	人数	納付額		人数	納付額		人数	納付額		人数	納付額
6月分	3	38,900		3	36,800		3	36,800		3	36,800
7月分	3	36,800		3	36,800		3	36,800		3	36,800
8月分	3	36,800		3	36,800		3	36,800		3	36,800
9月分	3	36,800		3	36,800		3	36,800		3	36,800
10月分	3	36,800		3	36,800		3	36,800		3	36,800
11月分	3	36,800		3	36,800		3	36,800		3	36,800

納付額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
10,800	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400	10,400

※各市町村ごとに送付されます。

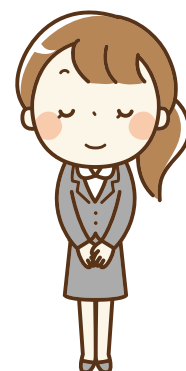
3. 給与から引き去り

6月から5月まで(全12回)、「特別徴収税額決定通知書」(特別徴収義務者用)に記載されている月別の税額(※1)を、従業員の給与から引き去りしてください。

4. 納期と納入

給与から引き去りした個人住民税の月別合計税額(※2)は、徴収した月の翌月10日までに、各市町村から送付された納入書で納めてください。

※従業員が常時10人未満の事業所は、市町村に申請し承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする「納期の特例」を利用できます。



※ 特別徴収ができなくなった場合

退職や転勤等により、従業員に異動があった場合は、従業員がその年の1月1日にお住まいの市町村に、異動があった日の翌月10日(※)までに「異動届出書」を提出してください。
※お住まいの市町村によって提出期限が異なる場合があります。

Q&A

Q 普通徴収としたい従業員がいるのですが、どうしたらよいですか？

A 下の普通徴収が認められる場合に該当するかどうかご確認ください。
該当しない場合は、特別徴収をしてください。
普通徴収としたい従業員がいる場合には、給与支払報告書提出の際に、次の手続きが必要です。(2～3ページ参照)

- ①「普通徴収切替理由書」の提出
- ②「給与支払報告書(個人別明細書)」摘要欄への符号の記載



普通徴収が認められる場合

- A** 総従業員数が2人以下
B～Gに該当する全ての(他市町村分を含む)従業員を差し引いた人数
- B** 他の事業所で特別徴収を行っている
乙欄適用者を含む
- C** 給与が少なく税額が引けない
例：年間の給与支払額が93万円以下
- D** 給与の支払いが不定期
例：給与の支払いが毎月でない
- E** 個人事業主の事業専従者
- F** 退職者、休職者又は退職予定者
退職予定の場合は5月末日まで
- G** 1年未満の契約社員

Q 従業員がパートやアルバイトでも、特別徴収しなければなりませんか？

A 左の表に該当しない場合は、パートやアルバイト、役員等も特別徴収をする必要があります。

Q 従業員が普通徴収を希望する場合は、普通徴収とすることができますか？

A 従業員の希望により、普通徴収を選択することはできません。

Q 外国人従業員(研修生等含む)が退職、帰国(出国)する際はどのようにすればいいですか？

A 一括徴収または納税管理人の選任をお願いします。

特別徴収の手続きは、中面2～3ページをご覧ください。

具体的な手続きに関する問い合わせ

福井市 市民税課…0776-20-5306	あわら市 税務課…0776-73-8011	越前町 税務課…0778-34-8709
敦賀市 税務課…0770-22-8106	越前市 税務課…0778-22-3014	美浜町 税務課…0770-32-6702
小浜市 税務課…0770-64-6004	坂井市 税務課…0776-50-3023	高浜町 税務課…0770-72-7707
大野市 税務課…0779-64-4811	永平寺町 住民税務課…0776-61-3944	おい町 税務地籍課…0770-77-4052
勝山市 市民課…0779-88-8101	池田町 住民税務課…0778-44-8001	若狭町 税務住民課…0770-45-9101
鯖江市 税務課…0778-53-2210	南越前町 町民税務課…0778-47-8014	

発行 福井県税務課 0776-20-0257